

令和6年度毒物劇物取扱者試験を受験される方へ

1 試験日時 令和6年7月30日(火) 午後1時から午後3時30分まで

2 試験地 札幌市、旭川市及び帯広市

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験の区分及び科目並びにその試験方法

- (1) 試験の区分及び科目
 - ア 筆記試験
 - (ア) 毒物及び劇物に関する法規
 - (イ) 基礎化学
 - (ウ) 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物)の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - イ 実地試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- (2) 試験方法 試験は、筆記の方法により実施します。

5 受験願書の提出先及び提出期間

- (1) 提出先
 - ア 道内(札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。)にお住まいの方
最寄りの総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室及び地域保健室(その支所を含む。以下「道立保健所」という。)に提出してください。
 - イ 札幌市、小樽市、函館市及び旭川市にお住まいの方
住所地を所管する市立保健所に提出してください。
 - ウ 北海道外にお住まいの方
北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課
(〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目)に提出してください。
- (2) 提出期間
令和6年4月5日(金)から同年5月7日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
なお、郵送の場合は、令和6年5月7日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。
また、手数料の電子納付を行う場合、提出書類は令和6年4月30日(火)まで、手数料の決裁完了は令和6年5月7日(火)23:59までとしています。

6 提出書類

- (1) 毒物劇物取扱者試験受験願書 1部
- (2) 戸籍抄本 1部
- (3) 写真 1葉
 - ア 最近半年以内に撮影した名刺型縦4.5cm×3.5cm、脱帽、正面上半身のものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を自書してください。
 - イ 保健所へ来所により提出する場合、窓口から写真台紙を受け取り、台紙に撮影年月日、氏名及び生年月日を自書した上で、写真を台紙に貼り付けてください。(郵送提出の場合は台紙不要)
- (4) 毒物劇物取扱者試験入力通知書 1部

7 受験手数料

12,300円(北海道収入証紙もしくは電子納付により、納付してください。)

8 問い合わせ先

最寄りの道立保健所、札幌市、小樽市、函館市及び旭川市においては市立保健所並びに北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課(電話番号 011-231-4111内線 25-333)

9 その他

- (1) 試験会場には、受験者用の駐車場はありません。
- (2) 受験願書の住所の欄には、出願者の住所のほかに郵便番号を併記してください。
- (3) 試験会場は、出願者に送付する受験票により通知します。
(受験票は、受験日の10日前までに郵送します。)
- (4) 受験願書の提出後は、試験の種類及び会場を変更できません。
- (5) 受験願書の提出後は、受験しない場合でも受験手数料を返還できません。